

## 広島県告示第二百六十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十二条の二第六項の規定により、指定代理納付者を指定したので、広島県会計規則（昭和三十九年広島県規則第二十九号）第十四条の五の規定により次のとおり告示する。

平成三十年三月十九日

広島県知事 湯崎英彦

- 一 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地  
ヤフー株式会社

東京都千代田区紀尾井町一番三号

- 二 指定代理納付者に納付させる歳入の内容

広島県税条例（昭和二十九年広島県条例第十六号）第一百三十二条に規定する自動車税（インターネットによる公金支払の方法により代理納付されるものに限る。）

- 三 指定代理納付者に歳入を納付させる期間

平成三十年四月一日から平成三十年九月三十日まで